普通財産管理(津市河芸町地内)除草業務委託仕様書

1　業務名　　平成 28 年度　普通財産管理(津市河芸町地内)除草業務委託

2　履行期間　　契約日から平成 28 年 11 月 30 日（水）まで

3　履行場所　　津市河芸町西千里 3826-1（旧津建設部道路補修班詰所）1150.08 ㎡

4　業務内容

（１）履行場所敷地内の除草等を行う。＜別添、普通財産（土地）除草箇所位置図参照＞

（２）除草方法は、資機材持込とし、草地及び樹木間の箇所を対象とする。

（３）除草・草刈は、肩掛け式草刈機等による草刈、人力による草刈等とし、場所により適切に行うものとする。

（４）集草作業と併せて堆積落葉及び枯れ枝等の収集処分を行うものとする。

（５）発生材は、場外処分とする。

（６）特定外来生物（オオキンケイギク等）の除去をした場合は、飛散しないように袋等に入れて運搬すること。

（７）作業にあたっては、あらかじめ担当者と打合せのうえ、作業を実施すること。

（８）作業中は、作業員の安全に十分配慮し作業を実施すること。また、第三者に危害を及ぼすことがないよう履行場所にバリケード及び防護ネット等の安全対策を講じること。

（９）業務の履行確認として、「写真管理」を行うものとする。

「写真管理」については、以下のとおりとする。

①業務写真はカラーとする。

②撮影場所は、業務全体が把握できるように数箇所とする。

③撮影時は、「作業前」「作業中」「作業完了後」とし、同アングルで撮影すること。

（10）委託業務が完了したときは、遅延なく委託業務完了報告書を提出する。

5　特記事項

（１）　受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　委託者に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

（２）　受託者が（１）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。